

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第37号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の	[略]	市長の	[略]
事務部	診療 所長	事務部	診療 所長 事務長
局	所	局	所
	[略]		歯科 所長 事務長
			診療 所
			[略]
	[略]		[略]
2～28	[略]	2～28	[略]
29 川井村			
組 織	職 員		
議会の事務局	事務局長		
村長の	参事 課長 会計管理者 室長（出納室の室長に限る。） 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）		
本庁			
事務部			
局			
診療所	所長 事務長		
歯科診療所	所長		
教育委員会の事務局	教育長 教育次長		
小学	校長 副校長		
校及			
び中			

	学校	
農業委員会 の事務局	事務局長	
<u>30</u> [略]		<u>29</u> [略]
<u>31</u> [略]		<u>30</u> [略]
<u>32</u> [略]		<u>31</u> [略]
<u>33</u> [略]		<u>32</u> [略]
<u>34</u> [略]		<u>33</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。